

失格基準引き上げ

低価格入札への業務でも基準価格設定
 低価格入札への業務でも基準価格設定

島根県

島根県は今年から、低価格入札への対応として、失格となる数値的判断基準を引き上げるなど、建設工事低入札価格調査制度の一部改正を行うと対策強化。

ともに、建設工事関連業務についても設計金額が500万円以上を対象に低入札基準価格を設定した。また、基準価格を下回る入札を行った場合、調査資料の追加、追加で配置される技術者の配置基準の引き上げ、入札参加制限の強化などを行っている。

建設工事低入札価格調査制度の改正のポイント
 は、▽失格となる数値的
 判断基準の引き上げ▽調
 査資料の追加と調査資料
 提出までの期間短縮▽配
 置予定技術者等と現場代
 理人の兼務不可▽追加で
 配置される技術者の配置
 基準引き上げ▽入札参加
 制限の対象となる低価格
 入札工事の工事成績評定
 点を70点に引き上げ▽コ
 ンクリート構造物等の非
 破壊・微破壊検査等の実
 施と結果報告の義務付け
 △かし担保期間の延長、
 期間中1回の現地調査
 実施と報告の義務付け▽
 下請けへのしわ寄せ防止
 対策強化。

請負金額が1億円以上、総合評価方式により発注された工事で調査基準価格を下回る金額で入札した場合、入札日の翌日までに入札価格内訳書（施工計画書および実施要領に定める様式）を提出。これにより、数値的

判断基準として原設計金額に比べ、直接経費で75%以上、共通仮設費で率分70%以上、現場管理費で60%以上、一般管理費で30%以上のいずれか一つでも満たさない者は失格とする。また、満たす者についても重点調査を実施する。

制度の対象となった者と契約する場合には、契約保証の額を請負対象金額の100分の30以上（通常100分の10以上、前金払いの率を10分の2以内（通常10分の4以内）とし、瑕疵担保期間も木造建築物等および設備工事等で2年（通常1年）に、コンクリート造等の建物および土木工作物で4年（通常2年）に延期する。

業務関係では、設計金額が500万円以上を対象とし各業務ごとに低入札基準価格を設定。測量は直接測量費+測量調査費+諸経費額の30%、地質調査は直接調査費+間接調査費+解析業務がある場合は建設コンサルタント業務の基準を適用+諸経費の30%、建設コンサルタントは直接人件費+直接経費+技術経費の50%+諸経費の50%、建設

業コンサルタントは直接人件費+特別経費+技術経費の50%+諸経費の50%、補償コンサルタントは直接人件費+直接経費+技術経費の50%+諸経費の50%とした。

また、基準価格を下回った場合は、入札から7日以内に▽当該価格で入札した理由▽入札価格積算内訳▽業務履行計画書▽業務履行体制計画書▽手持ち業務の状況および従事技術者など11項目に及ぶ資料の提出を求める。また、低入札対策実施要領の適用を受けた業務において、70点未満の成績評定を通知された者は、通知のあった日の属する年度および翌年度については入札に参加することができない。

また、低入札対策実施要領の適用を受けた業務において、70点未満の成績評定を通知された者は、通知のあった日の属する年度および翌年度については入札に参加することができない。